

8・5 労働協約の改訂

外航労務部会と全日本海員組合は、2001 年度に「外航労使関係協議会」において、賃金関連項目を各社個別で決定する合意がなされており、中央春闘に終止符が打たれた。

2003 年度は 3 年にわたり続けられてきた、新たな外航労使関係の構築に向けた協議の最終年度にあたり、2004 年度の労働協約の締結に向け、労働協約の個別化問題の整理を行うべく協議を実施した。

船主側は「船員政策協議会」において、休日休暇制度を始めとする中央労働協約の規範的項目全般について、個別に協議ができるよう組合に求めた。

協議の結果、労働協約書の第 1 章から第 6 章までの債務的部分及び第 9 章（定員）第 10 章第 1 節「通則」は個別協議の取扱いとせず、個別協議の対象となる規範的項目についても、労働時間等、個別交渉に馴染まないものは除外することで合意し、確認書を締結した。

また、個別化交渉に付随し、その使命が終了したものと判断される「IT（情報技術）に関する協議会」ならびに「新賃金体系協約整備協議会」は廃止することで合意し、「船員政策協議会」についても、今後の政策課題は新たに設置する「政策フォーラム」で取扱うこととし廃止した。

これら協議結果をふまえ、条文・確認書等の整理を行い、有効期間の改定を含め、2004 年度の協約が確定した。

2004 年度以降、中央における労働協約は残ることとなるが、個別協議化の進展に伴い、船主側は実質的に中央協約の凍結との認識である。中央の労働協約の締結者として外航労務部会は存続するが、部会専任事務局は 3 月末日を持って廃止とし、存続する一部協議会関係の手続き事務を、当協会・船員対策室に移管した。